京都市上下水道局告示第３８号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第９条第３項第３号の規定に基づき変更届の提出がありましたので、同規程第３１条第３号の規定に基づき告示します。

令和８年１０月３０日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　吉川　雅則

１　届出業者名等

京都市北区平野上八丁柳町３３番地

株式会社入江工業所

代表取締役　入江　俊弘

２　変更事項

（営業所所在地の変更）

京都市北区紫野花ノ坊町２３番地の２　から

京都市北区平野上八丁柳町３３番地　に変更

（上下水道局下水道部管理課）